

第六十五回国会 参議院 法務委員会 會議録 第五号

昭和四十六年三月二十三日(火曜日)
午前十時四十四分開会

最高裁判所事務
総局民事局第一 川崎 義徳君

委員の異動

三月十八日

岡本 悟君

補欠選任

木島 義夫君

寺尾 豊君

三月十九日

鈴木 省吾君

補欠選任

寺尾 豊君

木島 義夫君

三月二十日

佐藤 一郎君

補欠選任

鈴木 省吾君

出席者は左のとおり。

委員長

阿部 憲一君

理事

後藤 義隆君

委員

鈴木 省吾君

中尾 辰義君

井野 碩哉君

江藤 智君

久次米健太郎君

田中寿美子君

松澤 兼人君

植木庚子郎君

大竹 太郎君

貞家 克巳君

最高裁判所長官代理者

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○民事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿部憲一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動に伴い、理事が一名欠員となっておりますので、この際、補欠選任を行ないたいと存じます。選任につきましては、先例により委員長にこれを御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認められます。

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認められます。

○委員長(阿部憲一君) 民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案、以上三案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。植木法務大臣。

○國務大臣(植木庚子郎君) 民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案及び民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案の三案につきまして、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

御承知のとおり、わが国の民事及び刑事の訴訟費用に関する制度は、明治二十三年に制定された民事訴訟費用法、民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法並びに大正十年制定の刑事訴訟費用法によってその基礎が定められていたのであります。

が、これらの制度につきましては、自來、見るべき改善が行なわれることなく、わずかに、昭和十九年制定の訴訟費用臨時措置法によりまして証人の日当の額等に関する特例を定めることとされたまま、今日に至っておりますので、現状では、多くの不備な点が目立つようになり、解釈や実務慣行によってこれを補っている点が少ないのであります。

そこで、政府といたしましては、この制度の適正円滑な運営を確保するため、鋭意その具体的な改善について検討を進めてまいりましたところ、このたびようやく成案を得ましたので、ここにこれらの三法律案を提出する運びと相なりました。これらの法律案は、現行の民事訴訟費用法、民事訴訟用印紙法、商事非訟事件印紙法、刑事訴訟費用法及び訴訟費用臨時措置法の五つの法律を廃止いたしまして、新たに、民事訴訟等の費用及び刑事訴訟費用のそれぞれに関する必要な事項を体系的に整備しようとするものであります。

主要な改正点について申し上げますと、まず民事訴訟等の費用につきましては、当事者間の償還請求の目的となる費用の範囲を明確にし、手数料を徴すべき申し立ての種類を限定しますとともにその額を適正なものに改め、過大に納められた手数料等につきましては簡易な手続で還付することが

できるようにいたしております。また、民事、刑事の手続における証人等に対しまして、新たに、出頭に必要な旅行日につきましても日当を支給することとし、旅費の種目として航空賃を加えることといたしております。なお、これらの改正措置は、原則として本年七月一日からこれを実施することといたしておりますが、ただ民事訴訟等における手数料に関する点につきましては一部のものを除き本年十月一日から実施することとし、また、これらの改正に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整理を行なうことといたしております。

以上が、民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案及び民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案三案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(阿部憲一君) 本案に対する自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(阿部憲一君) 次に、旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○後藤義隆君 この改正案は一般公務員の恩給の年額は正が行なわれることに伴いまして一部の退職執行史の恩給についてもこれに準じて増額しようというものであるようでありますが、その改正の趣旨について具体的に御説明を願いたいと思

います。

○政府委員(貞家克巳君) 御説明の便宜上、まず一般の公務員の恩給の改定の仕組みについて申し上げますと、一般の公務員の恩給の年額は、その公務員が退職いたしました当時の俸給年額を基準

にして算出することになっておるのでござい
ます。ただ退職後に国民の生活水準、あるいは公務
員の給与、あるいは物価の事情等というようなも
のに著しい変動がございます場合には、そういう
た諸事情を勘案いたしまして、恩給年額の算出の
基礎となる俸給年額を引き上げて、仮定俸給年
額——仮の俸給年額というものをつくりまして、
これを基準にして算出することにしてはいるわけ
でございます。これがいわゆる恩給のベースアップ
と言われるものでございまして。

ところで執行官につきましては、執行官法の規
定によりまして恩給法の例によって恩給を受ける
ことになってはいるのでございまして、恩給年額の
計算の方法といたしましては、執行官は俸給を受
けることがございまして、手数料制を取っており
ますので、執行官の国庫補助基準額というものを
俸給年額とみなして算出することになってはいるわ
けでございます。

そこで一般の公務員の恩給につきまして、執行
官の恩給はその例によるわけでございますから、
いろいろな恩給を受ける権利の発生とか、消滅と
か、そういう事項について改正がございました
場合には、執行官の恩給も当然その例によって改
められることになるわけでございますが、すでに
退職いたしました公務員の恩給の年額が、いま申
し上げましたように改定されるという場合には、
当然には執行官の恩給は改定にはならぬわ
けでございます。したがって従来執行官、執行
吏の時代から、一般の公務員につきまして退職
した者の恩給の年額が改められました場合には、
そのつどこれに対応いたしまして別個の法律をも
ちまして執行官の恩給の年額の改定が行な
われていたわけでございます。

ところで今回一般の公務員につきまして恩給の
年額を改定するという措置がとられることにな
ったわけでございますが、いま申し上げましたよう
に、執行官の恩給は当然これに伴って増額する
ということがございまして、何らかの立法措置
をとりまして執行官の恩給も引き上げる、

ベースアップをする必要が生じているわけござ
います。そこで従来たとえば一般の公務員につ
きまして何円のものが何円に引き上げられた、つ
まり仮定俸給年額が幾らになったという場合に、そ
のつどこれに応じて執行官の恩給の仮定俸給年額
を定めるという方式も従来とられていたわけござ
いまして、実は昭和四十二年に制定されました
旧執行吏規則に基づく恩給の年額の改定に關する
法律におきましては、昭和四十三年法律六十四号
の改正によりまして、そういう一般の恩給が増
額されるたびごとにそういう具体的な措置をとる
ということをやめまして、当時の執行吏にちよ
うど対応する同格の一般の公務員につきまして恩
給年額が改定された場合には、常にそれに応じ
て増額されていくという、いわばスライド制の措
置をとったわけでございます。

そこで執行官の恩給につきましても、それと同
じように、同格の一般の公務員がございまして、
で、そういうものの恩給が今後増額される場合
には、それに伴ってそれと全く同じように増額さ
れることにしようというのがこの法律案の趣旨で
ございまして、それを具体的に当てはめまして、
昭和四十五年十月一日という時点を基準にいたし
まして、その当時六十八万七千二百円を仮定俸給
年額とするものと及び二十七万一千円を仮定俸給
年額とするものと算出される恩給、これがいわば現在の
執行官と同格に見られるわけでございますので、
それに固定いたしまして、その恩給年額が今後増
額される場合には、それにスライドして自動的に
上がっていくという措置をとったわけございま
す。

そこで今度一般の公務員につきまして恩給の年
額が改定される、つまり仮定俸給の年額の引き上
げが行なわれるわけでございますが、それに伴
いまして具体的に影響を受けるのは、昭和四十二
年七月三十一日までに退職いたしました執行官七
名のうち四名の者がそれに伴って仮定俸給年額の
引き上げが行なわれるという結果になるわけござ
います。

○後藤藤隆君 その人数も内容もわかりました
が、この第二条の中に「政令で定める者を除く」と
、こうありますが、それはどういうような意味
を持つものですか。

○政府委員(眞家克巳君) この点実は非常に技術
的な問題でございまして恐縮でございますが、一
般の公務員の恩給におきましては、先ほど申し上げ
ましたようないろいろな経済的事情によつて恩
給年額が引き上げられる場合以外に、これは非常
に例外的でございまして、一部の受給者に
つきまして年次格差というのにつぎまして是正
の措置がとられることがございます。これは主と
して昭和二十三年六月三十日以前の退職者と、そ
の後の退職者との間の均衡でございまして、実は
その時点を境にいたしまして、給与体系が異なり
ましたために、前の一定の方々が次のどれに移つ
たかという変遷の点におきまして新しい号俸が分
かれるというふうな現象があつたようございま
す。

そこで恩給の仮定俸給年額がその低い号俸を基
準にして定められておるといふようなことが従来
ございましたので、そういう不均衡を是正いた
しますために、恩給法の改正によりまして、その
ための措置がとるときとされるということが考え
られるわけでございます。いわばそれはいわゆる
ベースアップによる改正ではなくして、格づけ
の変更のための是正ということになるわけござ
います。これは給与制度が非常にきめこまか
なつたということから起こる現象であるというふ
うに承知しておるのでございます。

ところが執行官につきましてはそういう現象
は全く見られないわけでございます。国庫補助
基準額というものはすでに一本でございまして、
現在二本になっておりますけれども、それがそ
のまま不自然な現象がなくて続いておりますとい
ふことになるのでございます。

そこで一般の公務員につきましてそういう特
殊の給与体系の変遷に基づく不均衡の是正とい
ふようなことが行なわれました場合に、執行官のほ

うの恩給がそのままそれにスライドするというこ
とになりますと、これは非常に不当な結果が起こ
るわけでございますので、そういう特殊の事由
で恩給年額が改定された場合には、そういう恩
給の改定にはスライドしない、つまり通常のもの
にスライドするというので、そういう年次格
差というふうなものが——年次格差による是正が
ございました場合には、その部分は除いて、その
他の部分にスライドしていくこととござい
まして、その場合には政令でそういう改定にはよ
らないということをはっきりさせるという趣旨で
ございまして。

○後藤藤隆君 執行官法附則第十三条は、退職後
の年金に必要な法律措置が講じられるまでの間、
恩給法の例により、独自の恩給を支給している暫
定的なものでありますが、その退職年金に關する
処置を講ずるための検討は行なわれておるので
しょうか、どうでしょうか。その点お伺いたし
たいのですが。

○政府委員(眞家克巳君) 結論的に申し上げます
と、この問題非常に重要な問題であると考えま
して検討をいたしておりますが、残念ながらまだ具
体的な構想を樹立するまでは至っておりませ
ん。これは非常にむづかしい問題でございま
して、ちよつと補足的に理由を説明させていただきます
たいと思いますが、現在の執行官に対する退職後
の給付が不十分であるということは否定できな
いところであると存じます。ただ、これを今度どう
いう方向に持っていくかということにつきまして
は、執行官の公務員性を一層強化するという姿
勢を保ちます以上、これはそういう退職の処遇
につきましても一般の公務員のそれに近いもの
にする、あるいはそういう制度に組み込んでいく
という方向で検討しなければならぬと思ひます。
現にそういう方向で研究をいたしておるわけ
でございます。ただこれにつきましては、執行官が
手数料制をとっているというところからまいりま
すと、非常に解決の困難な問題が多々あるわけ
でございます。

御承知のとおり、一般の公務員の共済制度と申しますのは、保険数理を基礎といたしまして、掛金に相当大きな比重を持たしておるわけでございます。そうして、一般に公務員は次第に地位が上昇し、給与が高くなるというところがございますので、当然にその提出する掛金も多くなりますし、それから退職後にもあります給付も高くなっていくという仕組みになっておるわけでございます。こういう仕組みの中に執行官をはめ込むというところになりますと、これは、執行官というのは、残念ながら現在では非常に特殊な身分である。つまり地位が一応固定しておりまして、ところが、半面収入は一定していないことになるわけでございます。そこで、掛金なり、給付の基準をどういうふうにきめるかと、これを一律にきめるのか、あるいは何らかの、非常にこまかい段階をつくるのかというような問題になりますと、なかなかむずかしい問題があるわけでございまして、つまり、一般のそういう仕組みにマッチさせる困難性がひとつあるわけでございます。それと同時に、現行制度は非常に不合理と申しますか、非常に昔からの制度でございますが、また現実的に考えますと、妙味と申しますか、うま味もあると、それが執行官の人材を吸収する、給源を確保するための一つの手段になっているということも、これも否定できないことでございます。

具体的に申しますと、現在の制度が恩給制度であり、しかも一般の恩給とは別になっているというところからいたしまして、たとえば一般の職員を退職いたしました後に執行官になった場合には、その通常の公務員に対する給付というものを受けるながら、まあ働くことができる。あるいは執行官も退職いたしました場合には両方の併給、つまり両方の給付がされるというような妙味というようなものもあるわけでございます。新しい制度を考えますにつきましては、先ほど申し上げましたような技術的な問題を解決いたしますと同時に、現在の制度に比べてうま味がないと申しますか、かえって不利になるような制度をつくるわけ

にははいかないわけでございます。そこに非常なむずかしさ、苦しい問題があるわけでございます。そこで、現在執行官法が制定されてから相当たっておりますけれども、何よりもまず執務態勢を近代化するというところに鋭意力を注いでおるわけでございます。

御承知のとおり、執行官法の中には、財政措置その他との関係から、当分の間は全く新しい制度にはまだ完全には移行しないというようなことになっておるわけでございますが、その暫定措置の解消というところに目下裁判所当局においても非常な努力をされておるわけでございます。したがって、私どもの率直な考え方を申しますと、まずもってそういう暫定措置を解消していく、そして執行官法のねらっている本来の姿にまず持っていく、それによりまして執行官の手数料、あるいは経費というようなものの実態、あるいはその性格を再検討をするということが、まず第一のステップではなからうか。そういう手数料制をいま急に捨て去るわけにはまいりませんけれども、手数料制の純粋化と申しますか、あるべき姿というものをまず現出いたしましたとして、その前提のもとでいろいろと新しい一般の公務員に近い制度への組み入れというものを検討してまいりませんと、いまの、現在の段階で、直ちに具体的な構想を固めるということとは非常に困難であるのみならず、かえって危険な要素を含むのではないかと申す考え方を持っておるわけでございまして、私も決して現在の制度で今後ずっとこのとおりで問題はなないのだというような考え方は毛頭持っておりません。これはさらに前進しなければならぬと思っておりますが、いま申し上げましたように、非常に解決の困難な問題が多々ございしますので、いましばらく時期をお貸し願いたい、さように考えておるわけでございます。

○委員長(阿部憲一君) はかに御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時八分散会

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月三日)

- 一、民事訴訟費用等に関する法律案
- 一、刑事訴訟費用等に関する法律案
- 一、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案

昭和四十六年三月三十一日印刷

昭和四十六年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局